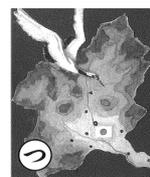




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年10月15日(金) 第9944号

目次

	ページ
告 示	
○保安林予定森林(森林保全課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○兼用工作物の管理協議の成立(河川課)	3
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課)	3
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和3年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 下仁田町大字川井字天狗平237、241、242、242の2、243、甲244、乙244、丁244、甲245、丙245、甲267、乙268、268の1、269の1、269の2、字拳販り353の1、353の2、乙354、354の1、354の3、355の1、359、361、362、364、365、字湯沢367、367の2、369、370、373、374、376、376の2、377、378、379の2、384、甲385、387から391まで、392の1、392の2、393、字柿木395、丙396、乙397、397の1、397の3、401、402、甲403、乙403、404、字掛沢410、410の2、甲411、乙411、412の1、乙415、415の1、415の3、415の4、416から418まで、420、甲421、乙421、丙421、422から425まで、甲426、乙426、427の1、427の2、440の2、甲444、丙444、乙444の1、446、甲447、乙447、447の3、448、字塩ノ沢449、甲450、乙450、450の3、450の4、451、451の2、452、452の2、甲453、乙453、甲454、455、456、457の1、甲458、乙458、459、460、甲461、乙461、乙462、463、466、甲467、468の1、468の2、469、470、甲475
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び下仁田町役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	金井小幡線	甘楽郡甘楽町大字天引字鈴宮360番の5地先から同郡同町大字同字西谷2504番の4地先まで	前	2.0～17.4	399.3
			後	9.7～25.6	402.5
		甘楽郡甘楽町大字天引字口明塚330番の4地先から同郡同町大字同字同325番の3地先まで	前	7.1～16.6	8.0
			後	6.7～24.4	43.6

◎群馬県告示第270号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県高崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

一級河川の名称	河川管理施設の名称	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）	管理の内容	管理の期間	管理協定期日
天王川	右岸	右岸 高崎市棟高町字北八幡街道380番の1から同市同字同415番の1まで	道路管理者 高崎市長 富岡賢治 高崎市高松町35番地1	(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕 (2) 路肩に接する ^{のり} 法面で当該路肩から法長1mまでの範囲にあるものについての維持 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧	令和3年10月1日から道路の占用の存続する日まで	令和3年10月1日

◎群馬県告示第271号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和3年9月16日から適用する。

令和3年10月15日

群馬県知事 山本 一 太

「一般社団法人群馬県猟友会 安中市松井田町高梨子1233-6（松井田猟友会）
 有限会社金子屋商店 安中市松井田町国衙90-1」を「一般社団法人群馬県
 猟友会 安中市松井田町高梨子1233-6（松井田猟友会）」に改める。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年10月15日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡千代田町大字赤岩字福島東2511-27	邑楽郡千代田町大字赤岩2511番地の1 村上敦之
2	北群馬郡吉岡町大字大久保字前原800-1、800-2、800-3、800-4、800-5、801-1、802-1、803-1、804-1、805-1、805-3、805-4、805-5、805-6、806-1、806-2、807-1、807-2、807-2地先道路の一部、807-3、807-4、808-1、809-1、815-1の一部、815-1地先水路の一部、815-2、815-3、815-5、816-1、816-2、816-3、816-5、816-6、816-7、816-8、817-1、817-2、818-1、818-2、818-3、819-1、819-3、820-1、820-2、820-3、820-4、821-1、821-2、822-1、822-3、823-1、823-3、823-4、824-1、824-5、825-1、825-2、826-1、826-2、826-3、826-4、827-1、827-2、828、829-1、829-2、830-1、830-2、830-3、830-3地先水路の一部、830-4、831-1、831-2、831-3、831-3地先水路、832-1、832-2、832-3、832-4、832-5、833-1、833-2の一部、833-3、833-4、836-1、837-1、837-2、838-1、839-1、840-1、841-1、842-1、842-2の一部、843-1、843-2の一部、844-1、845-1、846-1、846-3、847-1、848-1、849-1	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行
3	邑楽郡大泉町大字上小泉字万願寺380-1、380-5、381-2、381-4、382-3、383-6	邑楽郡大泉町大字上小泉383番地 社会福祉法人協栄会 理事長 関山栄市
4	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1429-1	邑楽郡邑楽町大字篠塚1495番地2 小林真一
5	安中市松井田町二軒在家字東光寺676-1、676-2、677-1、680-1、680-4	新潟県新潟市南区清水4501番地1 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎



毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
